

今般、「振込決定通知証」「振込口座確認証」などと題する那覇地方裁判所書記官の名称等を使用した架空の文書を用いて、個人名義の口座に金銭を振り込むよう勧誘している疑いがある事案の情報が寄せられています。

裁判所が裁判手続の手数料等の支払いを求める際に、裁判所の口座ではない個人名義、法人名義の口座を振込先に指定することはありません。このような金銭の支払請求を受けた場合は、金銭を支払うことのないようご注意ください。

以上